

(未交付の補助金等)

問15 平成19年中において行った特定増改築等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるための補助金等が、その住宅の増改築等をした家屋を居住の用に供した年に係る確定申告書を提出する時までに交付等されていない場合には、特定増改築等に係る改修工事に要した費用の額はどのように計算しますか。

(答)

措法第41条の3の2第2項は、「………地方公共団体から補助金等(………)の交付、介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費(………)の給付又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費(………)の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した金額………」と規定しており、改修工事に要した費用の額から控除する補助金等が既に交付等されているか否かにかかわらず、補助金等の交付等を受ける場合にはこれらを控除することとなります。

したがって、特定増改築等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるため交付される補助金等や介護保険法の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額が、その住宅の増改築等をした家屋(その住宅の増改築等に係る部分に限ります。)を居住の用に供した年に係る確定申告書を提出する時までに確定していない場合であっても、特定増改築等に係る改修工事に要した費用の額の計算上、特定増改築等に係る改修工事に要した費用の額からその交付等を受ける額の見込額を控除します。

なお、この場合において、後日補助金等の交付等の確定額とその見込額とが異なることとなったときは、そ及して特定増改築等に係る改修工事に要した費用の額を訂正することになります。